

犯罪被害者等支援策の見直しについて（素案）

施策の視点

本市においては、平成27年7月の犯罪被害者等支援条例施行後、10年が経過する中で、基本的な制度の見直しを行っていないことや、警察庁が取りまとめた「地方における途切れない支援の提供体制の強化に向けた提言」を受け、

- ①現行制度の課題への対応
- ②新たな課題への対応
- ③関係団体との連携体制の強化

3つの視点で、本市犯罪被害者等支援制度の見直しを検討する。

① 現行制度の課題への対応

■ 見舞金の金額の見直し

- ・物価上昇分の増額調整(条例制定時と比較)

■ 住居関係支援の内容の見直し

- ・県内他市町と比較した支給水準の見直し

■ 家事援助利用方法の見直し

- ・シルバー人材センターへの委託方式から、民間企業も含めて、後日還付の方法へ変更

■ 一時保育利用方法の見直し

- ・市の「一時預かり保育」に限らず民間企業も含めて、後日還付の方法へ変更

② 新たな課題への対応

■ 性犯罪被害者のための支援策の創設

- ・ 性犯罪被害は潜在化しやすく、十分な支援に繋がっていないとの意見があるため、より相談しやすい体制の構築や、性犯罪被害見舞金の新設など具体的な支援策を創設

■ 行政手続きの負担軽減

- ・ 被害直後は精神的な負担もあり、煩雑な行政手続きが重く負担になるとの意見もあることから、弁護士や行政書士からの支援が受けやすいよう費用負担等の支援を実施

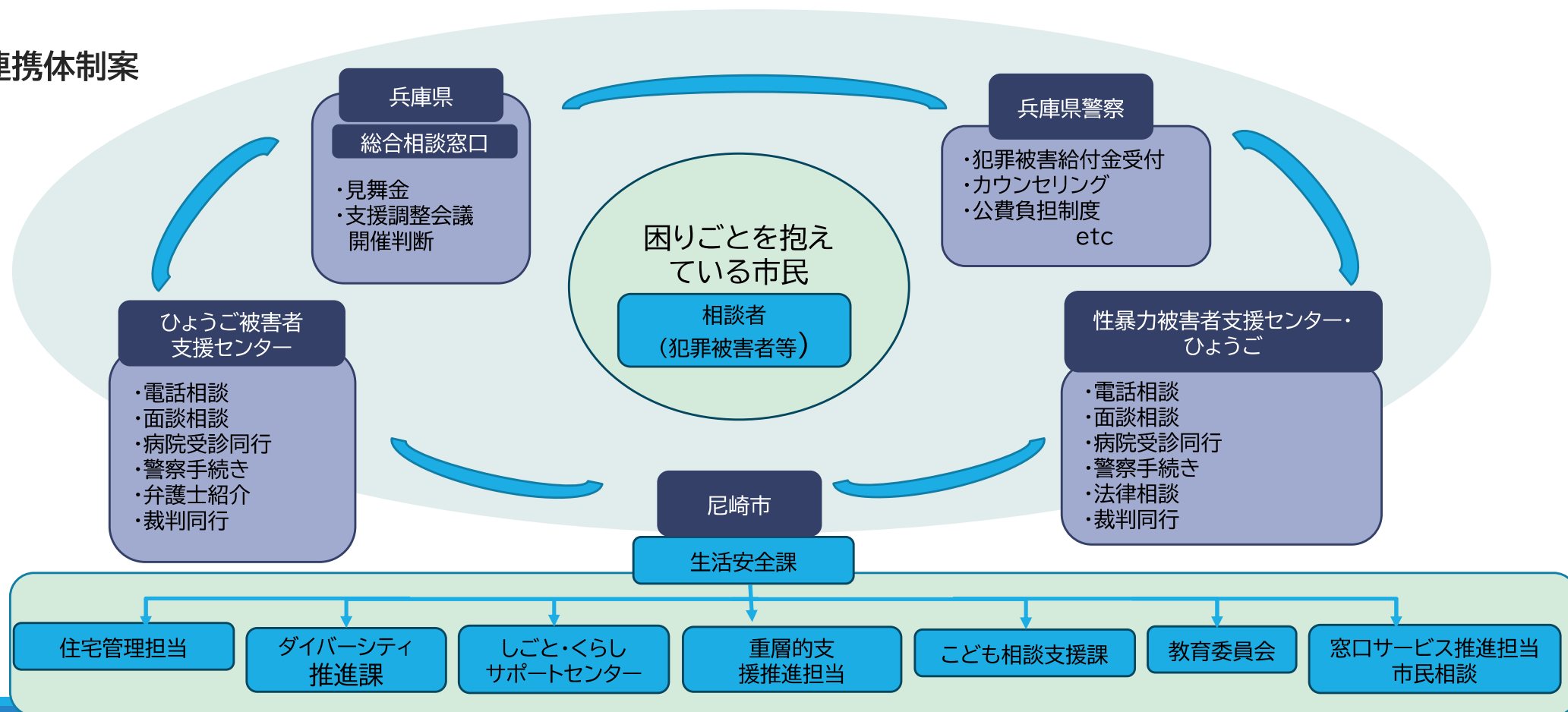
■ 遺体搬送費用の補助

- ・ 県外からの遺体搬送費用は遺族負担が発生する場合があることから、遺族の負担軽減のための支援を実施

③ 関係団体との連携体制の強化

- 目的：個々の課題に応じた支援を適時適切に行うための連携体制の強化

連携体制案



現行の犯罪被害者等支援施策の内容

経済的支援

- 遺族見舞金 30万円
- 重症病見舞金 10万円

生活関係支援

- 家事援助 上限25時間
- 一時預かり保育費用助成 上限2,800円／回 計6回

住居関係支援

- 家賃助成 家賃月額の1／2 ただし上限3万円 最大6月 (上限18万円)
- 転居費用助成 上限18万円

見直しのプロセス

